

今川了俊「道行きぶり」注釈(五)

稻田利徳

この注釈は、前稿「今川了俊『道行きぶり』注釈(一)(二)(三)(四)」(研究集録、第八十九号、第九十号、第九十一号、第九十二号)に続くもので、今回をもつて完結する。念のために、凡例を再録しておく。

凡例

一、本稿は今川了俊の紀行文「道行きぶり」の注釈である。
一、底本には書陵部藏桂宮本(五〇二一七四)を採用し、次の方針で校訂本文を作成した。
(1)漢字・仮名を原則として通行の字体にかえ、新字体のある漢字はそれを用い、濁点、句読点を施した。
(2)底本の仮名を漢字に改めた場合、表記を改めた本文の右側に、もとの仮名を記した。漢字の読みを()の内に示したものもある。
(3)仮名遣いは原文のままでし、送り仮名を補つた場合は()内に記入した。また歴史的仮名遣いと一致しない場合は、()を付して歴史的仮名遣いを傍記した。ただし、仮名に漢字を宛てた場合は、これを省略した。
(4)反復記号は底本のままでし、踊り字の場合は、もとの仮名に直し、右側に「、」を付した。
(5)底本の丁数を省略し、本文も適宜改行した。
(6)底本の「道行触上」「中」「下」の区切りは尊重して残したが、他

は適当な箇所で区切り、番号と内容に即した見出しを付けた。

一、校異・校訂本文は次の原則で作成した。

(1)校合伝本としては、松平文庫本(略称「松」)、扶桑拾葉集所収本(扶)、中川文庫「桑弧」所収本(中)、群書類從本(群)、内閣文庫本(内)、九州大学本(九)の六本を用いた。鷺宿雜記本は群書類從本の写しなので割愛した。

(2)異同のあるときは、その文字や表記の右肩に番号を付し、校異欄に異同を記した。ただし、意味もない独自異文や明らかな誤字などは校異欄に掲げなかつたものもある。

(3)底本の本文を他の伝本で校訂したところは「」でそれを示した。
一、「道行きぶり」の地名をもとに、室町時代の山陽道の道筋を考察した、渡辺世祐氏「足利時代の山陽道」(歴史地理、第四卷、第八号・第九号・第十号、明治二十五年八月、九月、十月)は、「道行きぶり」の注釈に際して必見の文献である。本稿でも隨時参考にするが、そのつど文献名を記すのは煩瑣なので、これを「渡辺氏」と省略して取り込む。

一、今川了俊は、「言塵集」「師説自見集」「了俊日記」など、和歌連歌の用語に解説を加えた歌学書を残している。この注釈でも、「道行きぶり」の用語は、了俊自身の理解に聞くという意図も込め、時々引用することがある。

一、書陵部藏桂宮本「道行触」の翻刻を御許可くださった宮内庁書陵

部に対し、厚くお礼を申し上げます。

*

*

*

道行触 下

十八 神功皇后宮と住吉神社への和歌奉納

長門國穴戸豊浦の旧都に、御社たたせ給（ひ）たり。これなむ神功皇后と申（す）。御神は、昔、西の夷のために、かたじけなき御誓（ちかひ）侍るを、仰ぎ奉るに付（け）ても、筑紫路や松浦におもむき侍るべき軍の船の、追風待（ち）わび侍るほどに、古の御舟出の四十八艘のこととなずらへて、三（首）の和歌を奉るなるべし。

西の海や安（わ）く渡（わた）らむ千早振神のあつめし船數（ふなかず）もがな
豊國の沖（おき）つ島（しま）山得（え）てしがな心（ごこ）とく珠（みやこ）とみるべく
稚（わが）桜花（さくら）に栄（さか）へし都（みやこ）よりなをこの浦（うら）を神（みこと）やしめけむ

此（の）国の一宮、住吉明神に奉る歌四首、御社の数（かず）に
なずらへてよめるなり。

浮（う）き雲（雲）の追（おひ）風（かぜ）待（ま）て天（あま）の原（はら）神代（じだい）に照（て）らせ日（ひ）の光（ひかり）見（み）む
末（すゑ）の代（まほ）の守（まも）りもしるし千早（ちやがる）振（さか）神（みこと）の中（なか）にもひさに経（へ）ぬ
れば

（和光もらすな白浪（しらなみ）のあはぎの原（はら）を出（い）でし月影（つきかげ）
神垣（かき）の松（まつ）の老木（おい）は吾（が）國（くに）の大和（やまと）言葉（ごんば）の種（たね）や成（な）るべし。
(り) けむ

願（ねが）はくは、此（の）歌（うた）の心（こころ）をみそなはし給（ひ）て、天翔（あまかけ）りても守（まも）り給（まも）へ。この度（たび）、かく愚（おろか）なる身（み）に、一心（きみ）なく君（きみ）仕（つか）たまつへ奉（まつ）る事（こと）、明（あきら）かなる神（みこと）の道（みち）を、一筋（ひとすじ）に頼（ま）み侍（まつ）りてなるべし。
〔校異〕①なすらへ——なそらへ（内・九）。②〔首〕——底本「四」とあり、扶（まほ）・中（ちゆう）・群（ぐん）・内（うち）・九（こ）も同じ。松本のみ「首」とある。原本も「四」だつたかもしれないが、三首しかないで、一應（いつよう）、松本で校訂。③ことく——ことき（群）。④を一（いっ）は（内・九）。⑤なすらへ——ならへ分て（内・九）。⑥和（わ）——やわらける（松・扶・中・群）、和ける（内・九）。〔語訳〕○長門國——旧国名。山陽道八か国（くに）の一つ。現在の山口県の西部。長州。○穴戸豊浦の旧都——「穴戸」は「穴門」とも書き、関門海峡をさし、「あなた・あながと・ながと」と読み、国名もそれによるという。「豊浦」は長門國の郡名で、現在の下関市。下関市長府宮の内町にある忌宮神社の境内の辺に、仲哀天皇が熊襲平定のために、豊浦宮を興した旧跡があるという。「日本書紀」（仲哀天皇二年）に「九月に富室（みやや）を穴門（あなもん）に興（おこ）て居（ゐ）します。是を穴門（あなもん）豊浦宮（と謂す）」とみえる。○御社——第十七章の「神功皇后宮の御社」と同じ。下関市長府宮の内町にある忌宮神社のこと。祭神は仲哀天皇・神功皇后・応神天皇で、古くから長門二宮とされた。○神功皇后——仲哀天皇の皇后。名は息長足姫命。ただし、ここは忌宮神社のこと。○西の夷（みこと）のためには、「西の夷」は、熊襲および新羅を含めたものか。○かたじけなき御誓（ちかひ）——新羅國

を征伐する際、神功皇后が種々な「御誓ひ」を立てられたことは、「古事記」（中巻）、「日本書紀」（卷九）などに詳しい。その誓いのうち、ここは次の文の、「松浦におもむき侍るべき軍の船の、追風待（ち）わび」などから推測し、「時に飛廉は風を起し、陽侯は浪を擧げて、海の中の大魚、悉に浮びて船を扶く。則ち大きな風順に吹きて、帆船波に随ふ。櫨楫を労かずして、便ち新羅に到る」（日本書紀・卷九）などの場面を想起していたか。○筑紫路—筑紫（九州の古称。また、筑前・筑後をさす）へ行く道。○松浦—佐賀県東松浦郡・唐津市一帯。ここは上松浦党のいる港。○古の御舟出の四十八艘のこと—神功皇后が新羅征伐に際し、船木山より材木をとり出し、宇佐で四十八艘の軍船を造つたという伝承。「長門國ノ船木ノ山ニテ材木ヲ出シ、豊前ノ國ノ宇佐郡ニテ、四十八日ニ四十八艘ノ御船ヲゾ造タル」（八幡恩童訓）。○「西の海や」の歌—「千早振」は「神」にかかる枕詞。「船數葉集」などでは、豊前・豊後の国、いわゆる九州地方北東部を称するが、ここは豊浦の宮をさすか。「沖つ島」は豊浦の東方海上に浮かぶ満珠島と干珠島。「心のことく珠」とは、神功皇后が千満の珠の威力で新羅に勝利したことを絡めた「如意宝珠」（我が意のままになる珠）のこと。この歌の頭部に「如意珠事^{如意}て」、「此両嶋は如意珠云々」との注記がある。○「稚桜」の歌—「稚桜花に栄えし都」とは大和国のこと。また稚桜宮は神功皇后のこと。「磐余稚桜宮（大和国十市郡）」（皇代記・神功皇后の条）。「（神功皇后は）大和國十市郡磐余稚桜宮ニシテ崩御」（八幡恩童訓）。「御治世六十九年。御齡一百歳ト申セシ四月十七日ニ、大和國高市郡磐余稚桜宮ニシテ崩ジマシマシ畢」（由原八幡縁起）など。「この浦」は豊浦の宮。この歌の頭部に「わか桜の都は大和歌」と注記がある。○一宮・住吉明神—下関市楠乃にある長門一宮の住吉神社。主祭神は表筒男命・中筒男命・底筒男命の、いわゆる住吉三所の神。○御社の数—長門一宮である住吉神社のそれというより（「考」参

照）、大阪市の住吉大社の第一本宮（底筒男命）、第二本宮（中筒男命）、第三本宮（表筒男命）、第四本宮（神功皇后）などを念頭にするか。○「浮き雲の」の歌—住吉神社の祭神神功皇后の新羅征伐のときのように、浮き雲を払う追風の吹くのを祈願。「天の原神代に照せ日の光見む」には、神代において天照大神が天の原を照した光を絡めている感じだが、これは神功皇后に天照大神がとり憑き「光ヲ放テ照^{二十方}宣ク云々」（八幡恩童訓）とか、「住吉大明神を天照大神宮と申一説是也」（兼邦百首歌抄）といった、住吉明神と天照大神との緊密な関係を説く中世神話を背景とするか。○「末の代の」の歌—住吉明神は、神功皇后の新羅征伐以来、諏訪明神らとともに軍神であることを念頭に、将来の国家守護を祈願。○「和^{（げる）}」の歌—「和光」とは、「和光同塵」即ち、仏・菩薩が衆生を救うため、本来の知徳の光を隠し、俗世に身を現わすこと。「あはきの原」は、伊勢諸尊が黄泉の国から帰つて穢れを祓い、いわゆる住吉三神が生まれた地。「竺紫の日向の橋の小門の阿波岐原に到り坐して、禊^{（みそぎ）}祓ひたまひき……其の底筒之男命、中筒之男命の三柱の神は、墨江の三前の大神なり」（古事記・上巻）。「月影」は住吉明神の比喩。参考歌「西の海やあはきのうらの潮路よりあらはれいでし住吉の神」（続古今集・神祇・ト部兼直）。底本には、この歌の右上頭部に「橋のあはきの原事^{（あはきの原事）}七」と注記がある。○「神垣」の歌—住吉神社の周囲に立つ老松は、和歌の種が萌芽して生育したものの意。住吉明神が和歌の神として崇拜されたことを念頭に詠歌。参考「大和歌は人の心を種として、よろづの言葉とぞなれりける」（古今集・坂名序）。底本にはこの歌の右上頭部に「住吉の一社は玉津鳴欽」と注記がある。○天翔りて一神や人の靈が天上を走り飛ぶ意。○二心なく別の君主に奉仕する不忠誠な心ないこと。○明かなる神の道を、一筋に頼み—公明正大な神の道を一心に信じ仰ぐ意。

〔通釈〕長門国の穴戸豊浦の旧都に、御社がお立ちになつてゐる。こ

れを神功皇后の社といいます。神功皇后はその昔、西の夷どもを征伐するため、恐れ多い御誓いを立てられたが、それを鑑仰するにつけても、筑紫路や松浦に行くはずの軍船が、順風を待ちわびていますので、昔の御出航のときの四十八艘のことにつきつけて、三首の和歌を奉納することにいたしました。

昔、神功皇后がお集めになつたという四十八艘の船があればよいのに。そうすれば西の海へも安全に渡れるだろう。

豊國にある沖の島山（満珠島・千珠島）を得たいものだ。それをまるで意のままになる如意宝珠とみれるよう。若く生々しい桜の咲き栄える大和の都からやつて来て、神はこの豊浦の地を占有なさつたのであらうか。

この国の一の宮の住吉明神に奉納する歌四首を、その社の数にかこつけて詠出した。

浮雲が順風を待つて晴れのいて、そこに天の原を神代のように照した日の光を見るだろう。

住吉明神は神々の中でも、長く時世を経た神なので、将来とも、この国を守護することが頼もしく思われる。

白浪のたちさわぐ、あわきの原を出てきた月の光よ、そのやわらか

神社の垣となつている松の老木は、吾が国の和歌の種が成長したも

のであらうか。

できることなら、神がこれらの歌に込めた願いごとを御覧になり、天空に飛翔しても、我々を守護して欲しい。今後、この私のような愚かしい身が、不忠誠な心をもつことなく君主にお仕えするのも、すべてを明るく照らす神の道を、一心に信頼してのことである。

〔考〕○神功皇后が新羅征伐の際、舟木山より木材を切り出し、軍船四十八艘を造つた伝承は「古事記」「日本書紀」には記述がなされていない。けれども、「語訳」でも引用したように、「八幡愚童訓」に明記

されるほか、諸書に散見され、中世の知識人にとっては、著名な伝承であつたようである。紀行作品でも「神功皇后新羅をせめさせ給（ひし時、長門国船木郷にて、榎木を執て、高泊という浦にて、四十八艘の船を作て出し給（ひしに）」（書陵部本「鹿苑院西国下向記」とか、「此舟木と言へるは、神功皇后御舟を作り給ひけむ所となん」（筑紫道記）とみえる。また、八幡神社関係の縁起類でも、「御舟ヲ造ベシト有シカバ、三百人ノ化人俄ニ出来テ長門国ニ木山ニ入テ材木ヲ出シテ、豊前国宇佐郡ニシテ、四十八日四十八艘ノ船ヲ作テ出ス」（由原八幡縁起）とか、「兵器ヲ集メ、又兵士ヲ催促シ船長ヲ撰ビ、北ノ村ニテ大楠ヲ斬リ、豊前和間浜ニテ龍頭鶴首四十余艘ヲ作り」（二宮万緒略記などと、微細な変容をもつて頻出する。○長門一宮の住吉明神に和歌四首を奉納したとき、了俊は「御社の数になぞらへて」詠出したとする。現在の長門一宮の住吉神社の神殿は、八棟九間造で、その中に第一殿（住吉荒御魂、第二殿（応神天皇）、第三殿（武内宿弥命）、第四殿（神功皇后）、第五殿（建御名方神）と間を隔てて一統になつている。しかし、宗祇の「筑紫道記」には「鎮座の御神は西の第一住吉明神、次八幡大菩薩、高良大明神、神功皇后、諏訪明神、以上五柱なり」とする。これによると、室町時代には「武内宿弥命」の代りに高良大明神が祀されることになる。「長門一宮由来」（長門住吉神社蔵）の「五社相殿の次第」も「筑紫道記」と同じである。「道行きぶり」執筆時の南北朝頃は、五社でなく、四社だったのかもしれないが、四社としたのは、「語訳」にも触れたように、大阪市の住吉大社の四社が念頭にあつたのかもしれない。○ここで応安四年十月の間に認められた文書類を三つ紹介しておく。一つは軍勢催促状で応安四年十月三日、有浦三郎宛に、「九州凶徒対治事被仰付之間、已所發向也、早馳參御方、可被致忠節之狀如件」（有浦文書）、他の二篇は、いずれも感状で、応安四年十月二十日付に、門司次郎三郎（親長）宛、同日に門司左近將監（親尚）宛、のものがある（門司文書）。

十九 奉納和歌の由来譚

霜月十三日は、住吉の御日にて侍れば、彼（の）一宮に詣（で）侍（る）に、本社よりも、なを神（ほかち）ぐしく、神さびていみじく見えさせ給ふなり。

此（の）御前より西にあたりて、西の海（うみ）の遙（はる）かに見渡（みわた）されたり。松浦（まつうら）への舟（ふね）ども、みな此（の）近き海（ちかうみ）の端（はた）に福浦（ふくら）嶋（とうじま）といふ所（ところ）にかかり侍（むか）るを、今一しほ、此（の）御神（ごしん）の御前にて祈（めぐみ）奉（たまつ）り奉（たまつ）りて、又一首よみて奉（たまつ）る歌（うた）、

ぞ吹（く）べき

此（の）歌（うた）の心（こころ）は、今年九月に、豊後の高崎の城（きしろ）より、宗久といふ僧（そうそう）、此方に渡（わた）り侍（むか）るもとて、舟（ふね）に乗り侍（むか）ら、順風（じゅんぷう）なかりける夜（ゆめ）に、齡（年齢）八十ばかりの翁（おきなわ）、髪（かみ）、白（しら）きが、鳥帽子（とりぼうし）に淨衣（きよぎ）着（き）たる、一人出（で）来て、左（ひだり）の袖（そで）をひろげて、「これに乗（の）りて、舟（ふね）出（だ）せよ」と言（い）ひて、袖（そで）をうち振り（ふり）給（たまつ）ひければ、追（おひなせ）風（かぜ）吹（き）て、こなたに渡（わた）りぬと覚（おぼ）えけるを、夢心地（ゆめこころぢ）に、住吉の大明神（すみよし）よと思（おも）ひ

て覚（おぼ）め侍（むか）りけるに、やがて、その暁（あけ）、風（かぜ）よくなりぬとて、舟（ふね）出（だ）でて、日のうちに周防（すいぜう）の下松（しもまつ）といふ所（ところ）に付（つき）ぬ〔と〕語（かた）られしことを、ふと思（おも）ひ出（だ）して侍（むか）りしほどに、此（の）歌（うた）も、その心（こころ）をかたかけてよめるなり。

此（の）船（ふね）ども、今日（けふ）も出（だ）して侍（むか）らずとて、福浦（ふくら）の嶋（とうじま）より便（びん）來（くま）りたり。「小舟（こぶね）にて、天川（あまがわ）といふ渡（わたり）をしに、申（まこと）ししかば、ここ（ここ）にもかかる渡（わたり）の在（り）けるよと思（おも）ふにも、あはれ星逢（ほしめぐみ）の浜（はま）のつづきに、此（の）渡（わたり）らましかばとぞ覚（おぼ）え侍（むか）る。此（の）つみ（つみ）でに又歌（またうた）三首（さんしゅ）、秋（あき）にしも限（かぎ）らざらなむ天（あま）の川（かわ）海（うみ）人の小舟（こぶね）は今（いま）も通（かよ）ふ

を

松浦（まつうら）船（ふね）はや漕（こな）ぎつけよ天（あま）の川（かわ）まれなる中の渡（わたり）なりとも

諏訪明神（すわみょうじん）と七夕（たなばた）は同躰（どうたい）とかや申（まこと）めれば、ことにこの諏訪（すわ）・住吉（すみよし）の一（いつ）の御神（ごしん）は、軍（いくさ）の舟（ふね）の守（まほり）にてわたらせ給（たまつ）ふぞかしと覚（おぼ）えてよみ侍（むか）る也（や）。

〔校異〕①一宮一宮（内・九）。②へ一人（内・九）。③今一ナシ（内・九）。④此一ナシ（内・九）。⑤来て一来給ひ（内・九）。⑥左一右（内・九）。⑦ひろけ一ひらけ（内・九）。⑧おひかせ一順風（内・九）。⑨ける一る（松・扶・中・群・内・九）。⑩舟一ナシ（内・九）。⑪「と」一底本「と」を脱落して、「と歎」と傍記。他の諸本「と」あり。⑫ともも（内・九）。⑬の一ナシ（内・九）。⑭とそ一とて（内・九）。⑮又一此（内・九）。⑯三首一一首（群）。和歌は二首しかないが、底本と松・内・九の各本は一首分の余白を設定し、扶・中は「歌一首闕」と注記するので、「二首」と校訂せず、底本のままにする。⑰と一は（内・九）。⑲は一御（内・九）。⑳侍一奉（内・九）。

〔語訳〕○霜月十三日は、住吉の御日—旧暦十一月十三日は住吉明神をお祀りする日。○一宮一前出（第十八章）。○本社—大阪市住吉区に鎮座する住吉大社。○神さびて一神々しいさま。○西の海の遙かに見渡されたり—これから制圧に向かう西海であるため、複雑な思いで眺望したであろう。○松浦一前出（第十八章）。○福浦嶋一下関市彦島の南西の入海にある小港。引島（彦島）七浦の一つ。○此（の）御神—長門一宮の住吉神社。○「夢のうちに」の歌—「神」とは、この後の説明によると住吉大明神をさす。「御そきぬ」は御衣だが、ここは淨衣。「羽風」は袖から起くる風。○今年九月一応安四年（一二三七）九月。○豊後一旧国名。今の大分県のほぼ全体に当る。○高崎の城一前出（第十四章）。○宗久一南北朝期の歌僧。生没年未詳。俗名平吉大炊助（勅撰作者部類）とも、また、大友兵部少輔頼資（扶桑拾葉集系図）ともいう。「新拾遺集」以下の勅撰集に四首入集。紀行文に「都のつ」とある。○順風一船の進む方に吹く風。追風。○鳥帽子一元服した男子が略装につける袋形の被り物。○淨衣一清淨な潔斎の衣服。白衣や生絹で作つた狩衣に似た衣服。○これに乗（り）て一和歌にみえる「袖の羽風」をさす。○夢心地に住吉大明神よと思ひて—「源氏物語（明石）」に、住吉大明神の夢告により、明石入道が光源氏のいる須磨

に到着した話があり、こゝもそれを想起させる。「いぬる朔日の日の夢に、さま異なるものゝ、告げ知らする事侍りしかば、『信じがたき事』と、おもひ給へしかど、『十三日に、あらたなるしるし見せむ。舟、よそひ設けて、必ず、雨・風やまば、この浦にを、寄せよ』と重ねしめす事の侍りしかば、（中略）舟、出し侍りつるに、あやしき風、ほそく吹きて、この浦につき侍りつる事…。○風よくなりぬ一順風になつたこと。○周防一旧国名。今の山口県東部。防州。○下松—山口県下松市。末武川・切戸川の流域に位置、南西は笠戸湾に面する。○その心をかたかけてよめる—先掲の「夢のうちに」の歌は、宗久の談話を背景に詠歌した意。○此（の）舟ども一下関市彦島の福浦港で福浦へ出航を待つて、いた軍船。○福浦の嶋一前出。○天川—今の大坂府枚方市禁野の辺を流れる「天の川」を念頭にする。「伊勢物語」（第八十二段）の「狩り暮らしたなばたつめに宿からむ天の川原にわれは來にけり」で著名。○星逢の浜—伊勢国の歌枕とされる。参考歌「伊勢の海や天の河原につづくらん今宵名におふ星合の浜」（白河殿七百首・真觀）。○此（の）渡のあらましかば—「星逢の浜」と「天の川」の地名が続いて所在すれば、七夕伝説にも通じて情趣深いとの思いから願望。○三首一群本が「二首」とする以外、底本をはじめとする諸本は、すべて「三首」。しかし、実際には二首しかない。「校異」にも記したように、諸本には二首の後に一首分の余白があつたり、「歌一首闕」などと注記する。従つて、元來、三首あつたものが、一首脱落した可能性もある。○「秋にしも」の歌—七夕が天上の「天の川」を渡るのは、秋の七月七日と決つてゐるが、ここの「天の川」には、今、十一月で冬なのに、海人の小舟が通つてゐる。それを見て、「秋にしも限らざらぬ」と、早く出航したい気持を込めた歌。○「松浦船」の歌—「松浦船」は肥前國（佐賀県）で造つた船。「まれなる中の渡」は、牽牛星

と織女星の年に一度だけの逢瀬をさす。この歌に統いて記される「諏

訪明神と七夕は同体とかや申（す）めれば云々」が、この歌の説明になつてゐるとすれば、「まれなる中の渡」は、「諏訪明神御渡」（考）
（参照）とも関連付けているかも知れない。参考歌「諏訪の海の氷の

上のかよひ路は神の渡りてとくるなりけり」（堀川百首・顕仲）。ただ、後に続く文が、脱落歌（推定）に対する説明であれば、関連付ける必要はなかろう。○諏訪明神と七夕は同体とかやー「諏訪明神」は長野県諏訪市に祭られている明神。祭神は建御名方富命とその妃八坂刀売命の二柱。諏訪明神と七夕が同体との伝承があつたようで、「今日よりやなを頼ましまし筑紫舟楫の七葉を神にまかせて」（第九章）の頭部にも「諏訪大明神は織女一躰と申」と注記がある。「勧進山王記」（早大図書館蔵教林文庫）の「山王諸神一躰事」に、「諏訪上下并牽牛織女」とあるのなどは、この伝承の裏付けとなろう（考）（参照）。

諏訪・住吉の二（つ）の御神は、軍の舟の守にて一諏訪と住吉の明神が、軍船の守護神となつたのは、新羅征伐に向かつた神功皇后の軍船を守護して勝利せしめたことによる。参考「諏方・熱田・三嶋・宗像・巖嶋明神達、都合三百七十五人、志賀ノ嶋ヨリ四十八艘ノ御船ニ乘給（中略）、此内梶取ニハ志賀嶋大明神、大將軍ニハ住吉大明神、副將軍ニハ高良大明神也」（八幡愚童訓）。八幡大井・諏方・住吉同躰ノ由來アリト申（諏訪大明神絵詞）。なお、この一文は、和歌の詠歌契機の説明となつてゐるが、その歌は「松浦船」の歌でなく、脱落歌の方であつたかも知れない。

〔通釈〕十一月十三月は、住吉神社の祭日なので、あの一の宮（長門住吉神社）に参詣してみると、その社は本社よりも、一段と神々しく、おごそかにお見えになつた。

この御社の前から西の方に当つて、西海が遙か遠くまで見渡された。松浦に向かう船なども、すべてこの近海のほとりの、福浦島という所にやつて来ていたが、今いつそ、この住吉の神の御前で祈願し、さ

らに一首の和歌を詠じて奉納した歌、

夢のなかに御姿を現わされたという神の御衣の袖の羽風が、もつと

吹いてほしいことだ。

この歌の意味するところは、今年九月に、豊後の高崎城から、宗久という僧が、こちらに渡つてこようとして、乗船していただけれども、順風が吹いてこなかつた、ちょうどその夜の夢に、年の頃八十歳ほどのお翁で、髪も鬚も白く、鳥帽子に淨衣を着たのが一人立ち現われ、左の袖を広げて、「これに乗つて船出しなさい」と言つて、袖をお振りになると、追風が吹いて、こちらに渡つて来たと思われたが、夢見心地のなかで、あの神は住吉大明神だと思つて覚めたところ、さつそくその暁方に、順風になつたということで船出し、その日のうちに周防の下松という所に到着したと語つていたことを、ふと思い出したので、この歌も、そのことを背景に詠んだのである。

この方の船団どもは、今日も出航しないといつて、福浦の島から使者がやつて來た。「小舟で天の川という渡を通つてやつて参りました」と言つたので、ここにもそんな渡があつたのかと思うにつけ、ああ、あの星逢の浜の続きに、この天の川の渡があつたなら、どんなに興味があるだろうと思われた。このついでに、また三首を詠出した。

海人の小舟は冬である今も天の川を渡つてゐるのに、天の川を渡るのは秋に限らないでほしいものだ。

松浦船よ、早く向かうに漕ぎ渡つてくれよ。天の川はめつたに渡らない渡であろうとも。

諏訪明神と七夕とは同体といわれてゐるし、ことに、この諏訪と住吉の二つの御神は、軍船を守つてくださるだろつと思つて、先のよつて詠んだのである。

〔考〕○了俊が詠じた「夢のうちに見えけむ神の御そぎぬの袖の羽風はなをぞ吹（く）べき」は、豊後の高崎城から今川義範の使者として、下松辺りにやつて來た宗久の夢の奇瑞を契機にして詠じたと作者自身

が説明を加えている。この宗久は「語訳」に記したように生没年未詳で、伝記も詳らかではない。ただ、義堂周信の「空華集」（巻十三、大慈八景詩歌集叙）によると、康暦二年（一二八〇）、今川了俊は日向国諸県郡志布志の名刹大慈寺に八景を選定し、京都の公卿や詩僧に請うて「大慈八景詩歌」を作らせた。その時に了俊の使者となつたのが、ここに登場する宗久であつた。「空華集」には、「有道人」一名、宗久。號二瞬庵。善二歌詞者ナリ。邦人重之ヲ。與二探題公殊厚シとみえ、文武両面にわたり、了俊に仕えたようである。なお、宗久と了俊との関連については、川添昭二氏『中世文芸の地方史』（第五章、九州探題今川了俊の文芸活動）に、簡潔な記述がなされている。○「諏訪明神と七夕は同体とかや申（す）めれば」との注意すべき伝承を記しているが、諏訪大社側の資料である「諏訪大明神絵詞」「諏訪大明神講式」「諏訪の本地」などに、この伝承の裏付けを探り出せなかつた。たゞ、「語訳」にも触れたように、山王信仰資料「勧進山王記」の「山王諸神一牴事」に「八王子三宮 諏訪上下并牽牛織女」をあげるのは、諏訪の上社と下社が七夕である牽牛星と織女星と同体との伝承を背景にしている記述とみなしてよい。

ところで、なぜ諏訪明神と七夕とが同体として関連付けられたのか、一つの臆測を述べてみたい。

諏訪大明神を祭る諏訪大社は、上社が諏訪市中洲宮山、下社は諏訪郡下諏訪町に鎮座し、上社は彦神、下社は姫神を主祭神とする。

一方、諏訪七不思議の一つに「諏訪明神御渡」と呼ばれる現象がある。これは結氷した諏訪湖面が、ある時期に奇異な音響と共に亀裂を生じ、やがて鞍状隆起となつて、上社東方湖岸側より下社の南方湖岸に向かつて走船のように走るという現象である。これは毎年変りなく生じ、「諏訪明神御渡」と称し、上社祭神である彦神の、下社祭神である姫神への神幸と信じられた（応永四年以来、この現象を記録した「当社神幸記」も現存）。即ち、年に一度、諏訪湖を上社の彦神が下社の姫

神へ御渡りになるこの現象と、年に一度、天の川を、牽牛星が織女星の所へ渡るという七夕信仰とが、同じ構図を有している、そこに諏訪大明神と七夕を同体とみた背景があつたのではなかろうか。

さらに諏訪大社の祭神である建御名方神は、建御雷神と出雲の伊那佐の小浜で「力競べ」をしたことが「古事記」（上巻）にみえ、これを相撲の起源とする考え方もある。「日本書紀」の垂仁天皇七年七月七日の条にも、当麻蹴速と野見宿祢の相撲の話が記述されていることもあり、律令国家の制規で行われた節会相撲も七夕に行われた（『日本民俗学講座』⁴）。諏訪大社の祭神の建御名方神が相撲の起源と関連する伝承や、七夕と相撲節会との結びつきなども、先の「諏訪明神御渡」などとともに、諏訪明神と七夕との同体伝承の背景にあつたのではなかろうか。

二十 奉納和歌の靈験

霜月十八日、この歌奉りて七日になり侍るほどに、今日、皇后宮の御祭とて、神供など奉る日しも、朝より東風吹き出（で）て、松浦舟はや出（で）ぬと申す。ひとへに、神くに祈（り）申（す）しるしと、かたじけなく覚えて、重（ね）て詠歌二首、神祭る今日ぞ吹（き）ける朝東風の便待ちつる旅の船出は

勝事は千里のほかにあらはれぬ浦吹く風のしるべ待
ちえて

この歌ども、神の御心にかなひけるやらむ、かく舟出も思ふままに侍るに、十一月五日、松浦より便に、僧たち來（た）り給ひて、語（り）給（ふ）を聞（き）侍（れ）ば、これよりの舟（の）ども、あまりに待久なりけるほどに、松浦の男（おのこ）ども、うち寄りて、とかくまた心（こころ）の儀定（ぎてい）どもし侍（り）ける折節（おりぶし）、此（の）浦（うら）の沖（おき）に、大船四十余艘（よそうし）通（り）けるを、はや此方（みがた）の船（ふね）の付（き）ぬと思ひて、人（人々）何（きだ）の定めもなくたちあかれて待ちけるほどに、また船（ふね）はよしもなき知（し）らぬ舟（ふね）どもにて、行方（あわ）なくきこえける。またの日、此（の）船（ふね）ども付（き）侍（り）けるとかや。ひとへに松浦（まつら）の軍（いくさ）の定めを、又あらためさせじと、神（みこと）のはからはせ給（ひ）けるなるべし。こなたの舟出（ふなで）の日しも、かかる舟（の）松浦（まつら）を通りける事（こと）、疑（うたが）ひ侍（し）るべくもなき神道（かみぢ）の御計（ひ）なるべし。

歌は必（はず）神に通（とお）ずる事（こと）と申せば、かく愚（おろか）なる詞（はなし）の花（はな）も、神（みこと）の手向（てむか）に受けひき給（うけひき）ふにこそ。此（の）知（し）らぬ舟（の）通りける日（とき）は、霜月（さがづき）十八日（じゅうはちにち）なるべし。こなたの舟（の）は十九日（じゅうくにち）、松浦（まつら）には付（き）ける也（や）。

〔校異〕①て——ナシ（内・九）。②皇后——皇后か（九）。③たてまつる日——たてまつり（内・九）。④こち——東風（内・九）。⑤やらむ——にや（内・九）。⑥に——ナシ（内・九）。⑦とも——をも（内・九）。⑧（々）——底本「と」とあり「ミタ」（ミタ）と傍記。諸本も「ミ」なので、それによつて校訂。⑨侍——ナシ（内・九）。⑩ける——る（松・扶・中・群）。⑪ける事——ナシ（内・九）。⑫此（しこ）しらぬ舟（の）……こなたの——内・九はこの部分を脱落。

〔語釈〕○霜月十八日——陰曆十一月十八日。この日に松浦船が順風を得て出帆した。○この歌奉りて七日——「この歌」は先掲の「秋にしも」と「松浦船」との、天の川を絡めた両歌をさし、「七日」とは「七夕」とかわらせた日数か。○皇后宮の御祭——ここは忌宮神社の「御祭」が十一月十八日となる。現在、忌宮神社の例祭日は、御齋祭（十二月七日から十五日に至る祭）、数方庭（八月七日から十三日まで）、奉射祭（一月十六日）などをはじめとする祭日がある。「豊府志略」によると、かつては、大小の神事が百五十余もあつたという。○神供——神前への供物。○松浦船——福浦島で出航を待つて、弟頬泰らの軍船。○「神祭る」の歌——「神祭る今日」とは、忌宮神社の御祭日。「朝東風」は朝東から吹く風。底本はこの歌の頭部に「奉一宮也」と注記があり、この歌を忌宮神社へ奉納した意だが、作者自身の注記か。○「勝事は」の歌——「千里のほか」は、我が軍勢の勝利することが、遠くまで明確に現れること。用例「はるばるとちさとのほかへゆく月はおのがひかりやしるべなるらん」（守覚法親王集）。玄海灘に面した「千里の浜」も込めるか。「浦吹く風のしるべ」は、海上を吹く順風の導びきの意。住吉大明神が吹き起こした風ととらえて深謝の念を表明。参考歌「なみのうへにほのにみえつゆく舟は、浦吹くかぜのしるべなりける」（新古今集・後出歌・躬恒）。底本は、この歌の頭部に「奉一宮哥也」と注記するが、これはこの歌を長門住吉神社へ奉納した意で、作者自身の注記か。○この歌ども、神の御心にかなひけるやらむ——神に祈願

した了俊の歌が、神々の心に叶つて納受されたこと。「この歌ども」

は、忌宮神社と長門住吉神社に奉納した、すべての和歌を含む。○松

浦よりの便に、僧たち來たり給ひて—以下は、肥前松浦から了俊のも

とに使者として來た僧達の話。戦乱の中で、その連絡役、情報提供を

僧侶らが果していた実体の一端を垣間見できる。先に登場の宗久も、

そういつた役目をおびた僧の一人であろう。○これよりの舟—了俊側

から松浦にさし向ける軍船。○松浦の男ども—上松浦党のこと。○心々

の儀定—上松浦党の男達が、各自の意見を述べて、戦いの合議をして

いるさま。○大船四十余艘—神功皇后の新羅征伐に向かつたときの、

四十八艘を暗示させ、それを「神々のはからひ」とみる。○此方の船

—了俊側が松浦にさし向いた船。○何の定めもなくたちあがれて—松

浦の沖を行く、四十余艘の大船を、まさしく、了俊側の軍船の到着と

思い込み、特にあれこれ合議せずに解散した意。○またの日—翌日。

即ち、別の大船が通過した十一月十九日の日に、了俊側の船が到

着したのである。○ひとへに松浦の軍の定めを、又あらためさせじと、

神ぐののはからはせ給(ひ)—神々の御配慮で(前日に幻の大船を通

過させたこと)、上松浦党の離反を免れた意。○こなたの舟出の日—了

俊側の軍船は、十一月十八日。

○かかる舟—松浦の沖を通過した、別の大船四十余艘。○歌は必(はず)神に通ずる事—和歌は必ず神の御心

を感じさせること。参考「力をも入れずして天地を動かし、目に見えぬ鬼神をもあはれと思はせ」(古今集・仮名序)。○愚かなる詞の花—了俊自身が、神々に奉納した和歌を卑下したもの。参考歌「おろかな

ることばの花も昔より吹きつたへたる風に任せん」(新葉集・雜中・後

村上院御製)。

〔通釈〕十一月十八日、この歌を神に奉納してから七日間ほど経過するうちに、今日は皇后の宮の御祭日ということで、神前に供物などを奉つてゐる、ちょうどその日、朝から東風が吹き始めて、松浦船がすでに出航したと聞いた。これもひとえに神々に祈願したおかげだと、

ありがたく思われ、再び一首詠歌した。

朝吹く東風の便りを得て、旅の船出を待つていたが、まさに神の祭

日の今日吹いたことよ。

戦争で勝利をおさめることは、千里の遠くまでも示しえたことだ、

浦を吹く風の導びきを待ちえたことで。

この奉納歌どもも、神の御心の意向にかなつたのであろうか、このよう舟出も意のままであつたが、十二月五日、松浦からの使者として、僧たちがやつて来て、語り合つておられるのを聞くと、こちらからの船の来るのをあまりに長く待つてゐる間に、松浦党の男たちは、寄り合つて、あれこれと各自の意見を合議していた、ちょうどその折、この浦の沖の方に、大きな船が四十余艘通つたのを、すでにこちらから船が到着したものと思い、人々はこれといふ決定もくださず解散した間に、また、その船団は関係もない見知らぬ船どもで、行方知れずになつたと聞いた。その翌日にこちらからの船団が到着したとか。ひたすら松浦党の軍の合議を、再び変更させまいとして、神々が配慮されたのであろう。こちらの船が出帆した、ちょうどその日に、先のような船が松浦を通過して行つたのは、間違いなく神道の御配慮によるものである。

和歌は必ず神の御心に通ずると言われる所以で、このような拙劣な私と感動させること。参考「ひとへに、神ぐに祈(り)申(す)しのしと、かたじけなく

からぬ船が通過した日は、まさに十一月十八日であつたようだ。こちらからの船は、十九日に松浦に到着したのであつた。

〔考〕十一月十八日、忌宮神社の祭日の当日、朝から吹き出した東風によつて、長く待機していた松浦船の軍船が出航した。了俊はこのことを「ひとへに、神ぐに祈(り)申(す)しのしと、かたじけなく」と感激、また、十九日に軍船が松浦に到着する前日、別の船四十余艘が沖を通過したことを、「疑ひ侍るべくもなき神道の御計(ひ)」「かく愚なる詞の花も、神ぐの手向に受けひき給ふ」と、異常なまでの興

奮をみせている。このあたりの感情の起伏は、当時の九州の上松浦党の、武家の方か宮方かをめぐっての、微妙な駆け引きを念頭におかねば、十分に理解できない。

その点、この章の「十二月五日……神道の御計（ひ）なるべし」の部分に触れ、村井章介氏が、次のような解説を提示されているのは、参考になるので、次にそのまま引用させていただく。

この文章から、頗る秦の下向にあたつて、了俊が「松浦のをのこども」の合力を期待していたこと、そして「松浦のをのこども」とは「うちよりて」「議定」をもち「いくさのさだめ」を結ぶような存在であつたこと、がわかる。これはつぎに掲げる嘉慶一年の下松浦一揆契諾状の第一条によく符号する。

一、於公方御大事者、不云分限大小令会合、中途加談合、而隨多分之儀、急速可馳參。（下略）

「道ゆきぶり」にあらわれた「松浦のおのこども」とは松浦党の一揆であり、「いくさのさだめ」とはそれがとり結ぶ契諾である。了俊がみずから軍勢下に組織しようとした一揆とは、「とかく又心ごころの議定ども」をしては「いくさのさだめを又あらため」がちな存在であり、「よしもなきしらぬ舟どものおかげで一揆の離反をまぬかれたのは、かれの意識の上では、疑いもなく「神道の御計」であった。かれらが味方につくのはあくまで「随^①多分之儀」つてのことであつて、了俊の意志のみで左右しうるものではなく、「談合」なりゆきしだいではいつ敵方にながえるかもしれないなかつた。（今川了俊と上松浦一揆）、日本歴史、第三三八号、昭和五十一年七月）。

さらに、この村井論文を受け、上松浦一族の、佐志坡及びその父の遺志を継いで、武家の方の孤讐を守つた祝と、宮方に転じた波多広らと、了俊との関連を整理された、川添昭二氏の論考も、このあたりの文章の背景を理解するのに参考になる（今川了俊の発給文書、九州中世史研究、第三輯、昭和五十七年六月）。

霜月の廿九日、長門の国府を出（で）て、赤馬の関に移り付（き）ぬ。火の山とかやいふ麓^②の荒磯^③をつたひて、早鞆^④の浦に行（く）ほどに、向（ひ）の山は豊前の国門司の関のうへの嶺^⑤なりけり。海の面は八町とかやいふめり。潮の満干^⑥のほどは、宇治の早瀬よりもなを落ち^⑦たぎりたり。

さても穴戸豊浦の都と申（し）侍（る）事は、今の赤馬の関と門司の関とのあはひは、山のひとつにて、其（の）中に、わづかに潮の満干^⑧の道ばかり、穴のやうにて侍るに、その岸の東西に人家繁^⑨かりけり。穴戸^⑩とは、さていふなりけり。其（れ）を、皇后の軍の御舟通りがたかりけるに、御舟よそひて後、一夜のほどに、此（の）穴戸の山引（き）分かれて、今の早鞆^⑪の渡になりぬ。この山ざながら西の海中に寄りて嶋となれり。

此（の）嶋の向ひは、柳の浦とて、昔里内裏^⑫のたちたりける所なるべし。今は、そこをやがて内裏^⑬の浜ともいふなり。赤馬^⑭の関の西の端に寄りて、なべの崎とやらんいふめる村は、柳の浦の北に向ひたり。此（の）関は、北の山

際に近く、家と並びて岡のやうなる山あり。亀山とて男山の御神のたたせ給ひたり。

その東に寺あり。阿弥陀堂といふ。安徳天皇、この浦にてかくれさせ給ひて後に、知盛の卿女の少将の尼あまとかやいひける人、こ「こ」に残りとどまりて、平家の跡問

(ひ)けるを、後に彼の御菩提所になされて、安徳天皇の

御尊影おもをはします。本尊は、清盛公の福原の持仏堂の阿弥陀仏と申すなり。また、小松の大臣の本尊とて、さる仏もたたせ給ひたり。このたび、安徳天皇の御事、いか夢に見えさせ給ふことの侍(り)しほどに、たびく御菩提を弔ひ奉り侍(り)き。いかなる世々の契(り)にてか侍りつらむとぞ覚え侍る。

門司の関は、この寺に向かひたり。そのつづきに「山鳥の尾おとて山寺あり」と、人の語り侍(り)し。いと艶なる所の名なり。

海うみをさへ隔ててけりな山鳥の尾おとて山寺の入相の声

〔校異〕①たきりためり一たきるめり(内・九)。②穴戸豊浦—穴戸は(内・九)。③ひとつ一ひとつき(内・九)。④その一そ(内・

九)。⑤山さながら一山は二つなから(内・九)。⑥たりける一たる(内・九)。⑦なり一ナシ(内・九)。⑧家と一家(内・九)。⑨亀山とて……寺あり—内・九はこの部分を脱落。⑩知盛の卿女の少将の……後に一内・九はこの部分を脱落。⑪「こ」—底本「し」とあり、「こ歎」と傍記。松・扶・中・群の各本も「こ」。⑫彼の一此(内・九)。⑬影—像(内・九)。⑭仏もたせ—仏のもたせ(内・九)。⑮たりけり(内・九)。⑯を一など(内・九)。⑰侍りつらむ—侍らむ(内・九)。

〔語釈〕○霜月の廿九日—陰暦十一月二十九日。○長門の国府—長府。今の大字豊浦町。○赤馬の関—下関市の南部に位置。本州の最西端に位置。関門海峡を隔てて九州と相対。○火の山—下関市の南東部に位置。関門海峡を挟んで古城山(北九州市門司区)に対する関門海峡の東口、早鞆瀬戸に面した独立峰。○早鞆の浦—壇ノ浦と古城山との間。関門海峡の最狭部で幅約五七〇メートル。○豊前—旧国名。大半は今の福岡県東部、一部は大分県北部。○門司の関のうへの嶺—「門司の関」は、今の福岡県北九州市門司区、関門海峡の早鞆の瀬戸にあつた関所。その上の嶺とは、古城山や風師山などをさすか。○海の面は八町一町は六〇間、約一〇九メートル強なので、約八七〇余メートルの海峡。○宇治の早瀬—京都府宇治市を流れる宇治川の早い瀬。参考「もののふの八十氏川の早き瀬に立ち得ぬ恋もわれはするかも」(万葉集卷十一)、「赤間関早鞆の渡りに至る。塙の往々交ひ矢の如くして、音に聞しにかはらず」(筑紫道記)。○穴戸豊浦の都—前出(第十八章)。○穴戸とは、さて、ふなり、「穴戸」の地名由来を、潮の満干の道が穴のようにあき、その両岸に人家(戸)が並んでいたことに求める。○皇后の軍の御舟—神功皇后の新羅征伐に向かう軍船。○御舟よそひて後一出帆の準備を終えた後。○一夜のほどに……早鞆の渡になりぬ—穴戸の山が引き分かれて早鞆の海峡となつたという伝承は諸書に記述されている。○西の海中に寄りて鳴となれり—この

「鳴」とは、下関市の南西端、関門海峡の西口に横たわる彦島（引島）をさす。○柳の浦—今のが北九州市門司区柳町一帯に比定。「平家物語」（卷八・太宰府落）にも、「山賀へも敵よすと聞えしかば、小舟どもにめして、夜もすがら豊前國柳が浦へぞわたり給ふ」とみえる（参考、砂川博氏「清経入水考」『柳ヶ浦』の所在と清経『伝承』）、北九州大学文学部紀要、第四十七号、平成四年十二月）。○里内裏—「平家物語」などにいう「柳の御所」のこと。○内裏の浜—大里の浜。企救半島の中部、戸上山西麓に位置。源平争乱時に安徳天皇の行宮があつたことから生じた地名という。○なべの崎—今のが下関市南部町の辺。唐戸湾の入江を挟んで西之端町の南西にあり、城山を取り囲むように立地。○亀山とて男山の御神—亀山八幡宮のこと。下関市中之町の紅石山の南西の小高い丘で関門海峡を望む地に鎮座。祭神は応神天皇・神功皇后・仲哀天皇ほか。宗祇もここを訪れて、次のように描写している。「帰るき、暮かゝる程に亀山の八幡へ詣づ。苔の道石の橋を登りて見れば、数多の人家海面に連なり、大小の客船山陰に浮かべり。御社みやびやかにして、常盤木高う茂り合ひ、夕露白くうち靡く様、昔かぐや姫の願けん蓬萊の玉の枝に通ひぬべし」（筑紫道記）。○阿弥陀堂—下関市阿弥陀寺町にある赤間神宮のこと。紅石山の南麓に鎮座。祭神は安徳天皇。○安徳天皇—第八十一代の天皇。名は言仁。高倉天皇の第一皇子。母は建礼門院平徳子。○この浦にてかくれさせ給（ひ）て一安徳天皇は源平合戦のとき、平宗盛に擁せられて西国に遷幸され、文治元年（一一八五）三月二十五日、壇ノ浦で平家一門と共に入水。○知盛の卿女の少将の尼—「知盛」は平知盛（一一五二一一八五）で、清盛の子。「少将の尼」は建礼門院乳母の女少将局、尼命阿のこと。○彼の御菩提所—安徳天皇の菩提寺（代々帰依して縁者の冥福を祈る寺）にしたこと。○安徳天皇の御尊影—阿弥陀堂（赤間神宮）に安徳天皇や平家一門の像が安置されていたこと、またそれを一見したことが、当時の紀行文などに記されている。（「考」参照）。○本尊—寺

院の中央に安置する仏・菩薩。○清盛公—平清盛（一一一八一一八一）のこと。忠盛の子。平相国・淨海入道。娘徳子を高倉天皇の皇后とし、その子安徳天皇を位につけ、皇室の外戚として勢力を誇った。○福原—治承四年（一一八〇）平清盛が安徳天皇を奉じて、一時、新都とした地。今のが神戸市兵庫区の辺。○持仏堂—守り本尊としてその人が礼拝する仏を安置する堂。○小松の大臣—平重盛（一一三八一一七九）のこと。清盛の長子。小松殿・小松内府と呼ばれた。性謹直で忠孝の心が深かつたと伝えられる。○このたび、安徳天皇の御事……御菩提を弔ひ奉り一了俊はこの地にあって、安徳天皇を夢の中で挙げたことがあり、その由縁もあつて、頻繁に天皇の御靈を弔つた。○いがなる世の契り—安徳天皇の靈夢を見たことを、どんな前世からの因縁によるものかと感慨を催している。そこに西海に入水した天皇と、西国の亂れを鎮圧に向かう、死を覚悟した自分との因縁を感じとつてるのである。○山鳥の尾とて山寺—どこにある寺か未詳。○いと艶なる所の名—「あしひきの山鳥の尾のしだりをのながながし夜をひとりかもねむ」（拾遺集・恋三・人丸）の和歌などから恋愛を連想し、「艶なる」と感じたか。○「海をさへ」の歌—「山鳥の尾」と「尾上」の寺を掛ける。山鳥は雌雄が峰を隔てて寝るという伝承を踏まえ「海をさへ隔てて」と発想。また、阿弥陀寺と山鳥の尾の山寺とが、海を隔てて向かいあつている光景も重ねている。参考「あしひきの山鳥こそば峯をひに妻問すといへ」（万葉集・卷八）。「ひるはきてよるはわかるる山どりのかげ見る時ぞねはなかれる」（新古今集・恋五・読人しらず）。

〔通釈〕十一月二十九日に、長門の国府を出発し、赤馬の関に移動して来た。火の山とかいう山の麓の荒磯をつたわって、早鞆の浦に行く間、向こう側に見える山は、豊前の國の門司の関の上の嶺であった。そこまでの海面は八町ほどであるらしい。潮の満干の時は、あの宇治の早瀬よりも、もつと激しく海水が落ち逆巻き流れるらしい。

ところで、穴戸豊浦の都の由来は、今の赤馬の関と門司の関との間に、山が一つあり、その中に、わずかに潮の満干の道だけが、穴のようにあいており、その岸辺の東西には、人家が多数建つておらず、穴戸という名は、そういつたさまによる命名である。そのところを、神功皇后の軍船が通過しがたかったとき、出航の準備を終えた後、一夜の間に、この穴戸の山が引き分れて、今ある早鞆の渡になつた。この山はそのまま西の海中に寄つて島になつたといふ。

この島の向かい側は、柳の浦といつて、昔の里内裏の建つていた所らしい。今ではそこを、そのまま内裏の浜ともいうようだ。赤間の関の西の端の方に寄つて、なべの崎とかいう村は、柳の浦の北向きにある。この関は、北の方の山際近くにあり、そこに人家と並んで岡のようない山がある。そこを亀山といって男山の御神が鎮座なさつていた。

その東に寺がある。阿弥陀堂という。安徳天皇がこの浦で亡くなられた後に、知盛卿の女の少将の尼とかいつた人が、この所に残りとどまつて、平家の人々の菩提を弔つていたが、その後に菩提所になされ、そこに安徳天皇の御尊影もいらつしやる。その本尊は、清盛公の、福原の持仏堂にあつた阿弥陀仏ということだ。さらに、小松の大臣の本尊といつた仏も立つていらつしやる。この度、この安徳天皇のことを見つめ、いつか夢の中にお目見えしたので、幾度となく、その御菩提を弔つた。どのような世々の契りがあつてのことかと思われた。

門司の関は、この寺の向かい側にある。その続きに「山鳥の尾」といつて山寺があります」と、ある人が語つてくれた。大層情趣のある所の名である。

峰だけでなく海まで隔てて寝ていて雌雄の山鳥、その山鳥の尾上の寺の入相の寺の鐘の声が海を隔てて聞えてくることだ。

〔考〕今川了俊は、赤間神宮にある安徳天皇や平家一門の像に対し、「彼の御菩提所になされて、安徳天皇の御尊影をはします」と簡単に描写するだけだが、当時、この寺を参詣した、歌人・連歌師たちは、

この尊像を拝して、種々な感慨を催している。

まず、寛正五年（一四六四）、大内教弘の招請で周防・筑紫へ下向した正広は、「赤間関阿弥陀寺と云ふ所に、安徳天皇の木像まします、拝したてまつるに住持法樂に一首と有りて、たんざくを出だされ侍るに、かくばかりいとけなき君をしづめきや此浦つらき浪の上かな」（松下集）と、木像であつたことを記す。

さらに文明十二年（一四八〇）に、大内政弘の勧誘で、周防・筑紫に下向した宗祇は、阿弥陀寺に参詣、その荒廃のさまを描写したあと、「次に安徳天皇の御影堂を見侍れば、御かたち角髪（くづら）二つに結ひ分けて、御装ひさる事と見えて、紅の袴に笏を持給へり。御顔の匂ひ愛敬づき、うち笑み給へる様して、唯その代の御かたちと覚えて、なき世の影は忘れ侍る事也。あやしの身にも見奉る程、涙押さへがたし。次に平家の人の影有、新中納言知盛、修理大夫経盛、内蔵頭信基、宰相教盛、中将資盛、能登守教経等なり。女房には大納言の佐の局を始めて、四五人あり」（筑紫道記）と、感情移入しながら、安徳天皇の姿を哀感をもつて眺めている。

この他、天正十五年（一五八七）には、細川幽斎も、「関の渡に着て阿弥陀寺に参り侍るに、其（の）かたはらに寺有（り）。所の人は内裏となん云（ひ）つたへ侍る。寺僧に案内して安徳天皇御影。其（の）外平家一門の像ども見侍ける」（九州道の記）と、天正二十年（一五九二）には、木下勝俊も「さのみ船のうち波の上もたへがたくて、あかもが関にあがりにけり。ある寺に先帝のみかたち并一門の公卿殿上人、局内侍以下まで、はかなき筆のあとにのみつしをきたり」（九州道の記）と、阿弥陀寺を訪れ、安徳天皇・平家一門の像を拝し、平家滅亡の昔日を想起し、感慨に浸つてゐる。

二十二 引島と早鞆の長さ・一宮の神事

で、此（の）所に侍らば、行末の物語にもし侍（り）てまし。

まことや、この引島(引びくしま)と穴戸の江の早鞆(はやとも)の渡(わたり)のあはひ、まことに引き分かれて侍（る）ならば、島の長さと早鞆の渡の広さは、同（じ）ほどぞ侍らむ。おぼつかなしとて、いづれの代にて侍りけるやらん、国司出(で)て、引嶋の長さを縄してとりて、早鞆の渡に押しあてがひて侍りければ、塵ばかりも寸法たがはず侍りけるとなん、いと興ある事なるべし。此（の）事は、此（の）皇后宮の宮司として、老（い）て侍る「が」語（り）侍る也。

十二月の一(一)日より十五日まで、一宮の御神、此（の）皇后宮におはしまして、神事侍るほど(は)、この里の人、門に侍らず、足手(あら)をも洗はず、女男の業もせぬ事とぞ申（す）。神の乙女(め)なども、鉄漿(かね)をだにつけず、髪をもとき分けぬ事なり。いとあらたなることなり。

師走の晦日は、この早鞆の浦の潮(しづ)、さながら干つ、海神の底もあらはになり侍る時、沖の石に若布の侍（る）を、一ふき神主刈り採りて帰れば、やがて潮満ち来侍（る）とぞ。此（の）若布を取りて、神供に供へ侍（る）事、昔よりいまだ絶（え）侍（ら）ずとなむ。もし其（の）比ま

〔校異〕①ひくしまーひしま（内）。②あはひーひろさは（内・九）。③まことにーナシ（内・九）。④のーナシ（松）。⑤なしーなく（松）。⑥出てーにて（内・九）。⑦けるーけり（内・九）。⑧皇后宮ー皇太后（内・九）。⑨「か」ー底本ナシ、松・扶・中・群の諸本で補訂。内・九は「は」。⑩一日ー朔日（内・九）。⑪御神ー御神の（内・九）。⑫宮一ナシ（内・九）。⑬「は」ー底本「か」、他の諸本で校訂。⑭もーナシ（内・九）。⑮女おとこー男女（内・九）。⑯わたつみーわた（内・九）。⑰の一ナシ（内・九）。⑱侍てー侍ら（内・九）。

〔語釈〕○引島ー下関市の南西端、関門海峡の西口に横たわる彦島のこと。○穴戸の江ー関門海峡のこと。○早鞆の渡ー壇ノ浦と古城山との間で、関門海峡の最狭部。○島の長さと…同（じ）ほどぞ侍らむー第二十一章に紹介した神功皇后の新羅征伐の際、穴戸の山が引き分かれたとの伝承が真実なれば、引島と早鞆の渡の長さが同じであるはずとの考え方。○国司ー律令制で朝廷から諸国に赴任させた地方官。○いと興ある事ー民間伝承に対する不審が動機となつて、実際の測量があつたが、それが見事に一致したことへの感慨。○皇后宮ー忌宮神社のことと既出。○宮司ー神社の祭祀・祈禱に従事するもの。○十二月の一(一)日より十五日までー忌宮神社の御斎祭をさす。その起因は、神功皇后が征韓後、住吉大社の神誦により、自ら斎戒して祭つたからとか、仲哀天皇の喪に服したからとか、応神天皇を出産して忌み籠つたからなどの諸説がある。この祭礼の間、氏家は種々の厳しい禁忌・戒律を行なつたが、明治以降に入つて崩れたという。○一宮の御神ー長門住吉神社の神(前出)。○この里の人ー以下は御斎祭の厳しい禁忌・

戒律を列挙したもので、当時の御斎祭の実体を知り得る資料として貴重（「考」参照）。○女男の業—男女の交接。○神の乙女—神に仕えて神樂・祈禱を行なつたり、神意を伺い神託を告げる巫女のこと。○鉄漿—歯を墨染めにする染料。おはぐろの液。○師走の晦日—陰曆十二月の大晦日。○海神—ここは海神のいる所、海のこと。○若布—わが国各地の海岸に生ずる褐藻。長さ約一メートル。岩に付着。○神主—神社に奉仕する神職の長。○神供—前出（第二十章）。○昔よりまだ絶（え）侍らず—この和布刈の行事は「李部王記」にも「元明天皇和銅三年豊前國早友神主和布刈神事之和布奉云々」とみえ、古くから伝承されたもの。神事の模様は「古事記伝」ほかの諸書に詳しい記述がある（第十七章参照）。○其（の）比—神秘的な和布刈の行事が行なわれる十二月の大晦日。○行末の物語—和布刈の神事を見物したい思いが横溢している。

〔通釈〕ところで、この引島と穴戸の江の早鞆の渡の間が、伝承のよう、ほんとうに引き分れたものならば、島の長さと早鞆の渡の広さとは、同じくらいであろう。その点、今一つ確証がないということで、いつの世であつたか、国司が出て、引島の長さを縄でもつて測り、それを早鞆の渡に押し当てがつてみたところ、少しも寸法が相違しなかつたとか。大層興味深いことではある。このことは、この皇后宮の宮司で、年老いた者が私に語つてくれた話である。

十一月一日より十五日まで、一宮の御神が、この皇后宮にやつてこられて、神事がある期間は、この里の人は、門外にも出ず、足手も洗わず、女と男の交りもしないということだ。神に仕える巫女なども、歯に鉄漿さえつけず、髪をとき分けることをしないという。大変に靈験あらたかなことである。

十一月の晦日には、この早鞆の浦の潮がすっかり干き、海の底も露出する時、沖の石に和布のあるのを、神主が一ふさ刈り採つて帰つてくると、また、すぐに潮が満ちてくるとかいうことだ。この和布を探

つて、神に供える行事は、まだ昔から絶えたこともないとかいう。もしも、その頃まで、この所に滞在していれば、それを見て、後々の語りぐさにでもしよう。

〔考〕○ここには忌宮神社の御斎祭の際の、禁忌・戒律の一端が記述され、信仰資料としても貴重だが、さらに「二宮万緒略記」のものを参考までに抜書しておく。

從此日一禁^二僧尼重輕服之者不^一入^二社内^一、府中高下諸家止^一作業^二、禁^一舞樂鐘鼓大聲音之言談^二、夜幽^一火光^二謹^一万事^二、若有^一死者^二則不^一得^二葬^一於府中^一連出^二府外^一、有^一鬭爭殺死之者^二則為^一大祓^二而淨^一府中^一、諸禁至^二十六日午之刻^一而罷^{（神道大系、神社編三十九）}。○底本である書陵部藏桂宮本には、他の諸本にみえない、次のような了俊の自跋奥書がある。

是は中巻の奥書也

此草子おもひの外に京や鎌倉に人のれてなし侍るとて、かたしけなく、院の御製よりはしめて、宮と大臣公卿殿上人まで、このうちの歌を和して、一句をかきそへられたり、鎌倉にては、寺々の長老など皆以一首の詩を、くらるれば、今はひけし侍るに及はず、はじめたひ／＼自筆に書付しは、あなたこなたひきちらされ侍て、又今かきつくるほどにちうぶ氣の右筆、いと、文字かたみえ侍らす、はつかしくは、からはしき事なり、

此草子たひ／＼自筆に書付畢、雖然皆以他のために引うしなふによりて、又書と、めり、もとより鳥の跡みえわかぬうへに、此一両年より右筆不叶間、殊更文字形不見歟
永和四年三月十八日於筑後國竹野庄内善道寺陳書之了
都よりつくしに下侍るほどの路の事を馬上にて書付たり
了俊

この自跋の「此草子……は、からはしき事なり」までは、中巻の奥書であつたと細書きしているが、これは信用してよかろう。先述したように、巻中の末尾と巻下の冒頭記事は相互に重複するところがある。この事実は、巻上・中までがまず成立し、その後改めて巻下に相当する部分が書き継がれたことを示唆している。

また次の、「此草子たひく……」以下の自跋は、巻末にあり、全体にかかる性格のものであろう。これによると、永和四年（一三七八）三月十八日、筑後国の善導寺で書写したことになる。了俊が九州に向したのは、応安四年（一三七一）だから「道行きぶり」の成立は、それから七年後の永和四年ということになるが、恐らくそうではあるまい。「都よりつくしに下侍るほとの路の事を馬上にて書付たり」とあるように、すでに道中である程度書き記し、その素稿をもとに第一次の「道行きぶり」が成立、自筆で幾度か書き付けたものが、京や鎌倉にも流布し、評判をとつたらしい。その時の自筆本は、人々の間に読みかわされている間に、紛失した。そこで改めて書写した、その年が永和四年ということではなからうか。永和四年書写本（現存本）と、すでに紛失した第一次成立の「道行きぶり」との間に、どの程度の異同があつたのかは、不明といわざるをえない。

○「道行きぶり」は了俊の真作ではなく、後世の偽作だとする意見があるという。そのことを本格的に検討した論文があるのかどうか知らないが、井上宗雄氏『中世歌壇史の研究 南北朝期』に、次の記述がある。

和文道中記「道行き」がある。さすがに風雅な武士として、古典のたしなみ深い様も現われ、觀察も細かい。類従、扶桑拾葉集に収められているが、書陵部本には奥書がある（図書叢典籍解題文学編参照）。京・鎌倉の人々にもてはやされたという（但し最近、史料編纂所では、これを一文章の弱さその他から一後世の偽作とする意見もある由である）。

この記述からすると、東京大学史料編纂所の史学者のなかに、偽作をとる人がいるらしい。『大日本史料』（六篇の三十三）の、応安四年九月二十四日の条に、「今川貞世、安芸ヨリ周防ニ入り、是日、國府ニ著ス」として、「道行きぶり」の本文を引用し、その最後に「本書、依據スベキヤ否ヤ明カラザルモ、便宜コ、ニ収ム」と指示しているのは、後世の偽作の可能性のあることを注意しているものであろう。了俊研究家の川添昭一氏も、この『大日本史料』の注記に触れ、「今後の研究課題である」（『中世文芸の地方史』）とする。私はこの点も念頭にしながら、「道行きぶり」の注釈作業を遂行してきたが、了俊自記に不審を抱かせるものはなにもなかつた。何を根拠に後世の偽作の可能性があるとするのか、「文章の弱さ」とはいつたいなんのことか、納得がゆかない。今、詳細に論及する余裕はないが、むしろ「道行きぶり」は、戦いを前にした武将の不安な心情の流れも、自然に吐露され、古典文芸の教養を背景とした詠歌の特色、和歌・連歌の用語に解説を加えた、了俊の歌学書とこの作品の用語の一一致など、「道行きぶり」は、まさしく了俊の自記であることを確信したことを付言しておきたい。

（平成五年四月十三日受理）
（完）